

## 諮問第6号

## 答 申

## 1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成8年2月5日付け7千都区指第285号で通知した「事務引継書（請求に係るもの）」（以下「本件公文書」という。）を非公開とした決定は、千葉市情報公開条例（平成6年千葉市条例第22号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものでなく、取り消す必要はない。

## 2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

## (1) 公開請求

異議申立人は、平成7年12月18日、条例第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件公文書の公開請求を行った。

## (2) 非公開決定

公開請求に対し、実施機関は、本件公文書は条例附則第2項に定める条例の適用を受ける公文書に該当しないとして、非公開決定を行った。

## (3) 異議申立て

異議申立人は、非公開決定を不服として、平成8年3月28日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

## (4) 諮問

実施機関は、平成8年6月27日付け8千都区指第100号で、条例第12条の規定に基づき、審査会に諮問した。

## 3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、公開の原則にしたがって文書の内容が明らかになるよう公開を求めるといものである。

#### (2) 異議申立ての理由

本件公文書が条例附則第2項の規定する「条例の規定の適用を受ける公文書」に該当しないという実施機関の理由は条例の解釈としては妥当であるとしても、存在するものは公開すべきである。

### 4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

本件公文書は、平成6年4月1日に所属長への報告が終了したものであり、その保存期間が1年と定められているところ、条例附則第2項は、「条例の施行の日（平成6年10月1日）前に決裁、供覧その他これらに準ずる手続きを終了した公文書」については、少なくとも「その保存期間が10年以上と定められているもの」でなければ条例の規定の適用を受けない旨を規定している。

したがって、本件公文書は、条例附則第2項に規定する条例の適用を受ける公文書に該当しないため、非公開決定を行ったものである。

### 5 審査会の判断

#### (1) 本件公文書について

事務引継書は、人事異動等に伴い、前任者が担任していた事務を後任者に引き継ぐために作成されるものである。事務の引継ぎは、引継事項ごとの現状、問題点、今後の方針等を記載したこの事務引継書を前任者が後任者に提示することにより行われる。その後、前任者と後任者は、事務引継書に連署・押印し、所属長への報告を行う。

本件公文書は、平成6年4月1日付け人事異動に伴って作成された事務引継書のうち、異議申立人の行った「原町第三土地区画整理組合に対して行った土地区画整理法第77条第6項の規定による認可……について前任者からの引継書類」との公開請求に係るものである。

#### (2) 本件公文書の条例附則第2項該当性について

本件公文書については、平成6年4月1日に所属長への報告が終了し、かつ、

その保存期間が1年と定められていたことが認められる。

一方、条例附則第2項は、本条例の規定は、次に掲げる公文書について適用する旨を規定している。

ア この条例の施行の日以降に決裁、供覧その他これらに準ずる手続きを終了した公文書

イ この条例の施行の日前に決裁、供覧その他これらに準ずる手続きを終了した公文書であって、その保存期間が10年以上と定められているもののうち整理を終了したもの

したがって、本件公文書は、条例附則第2項に規定する「条例の規定の適用を受ける公文書」に該当しないと判断する。

### (3) 異議申立人の主張について

これに対して、異議申立人は、「条例の解釈としては妥当であるとしても、存在するものは公開すべきである」旨主張するが、(2)により、本件公文書は「条例の規定の適用を受ける公文書」に該当しない。

したがって、本件公文書に関して、なお、異議申立人がその公開を求めているということは、実施機関がこれを任意に提供するかどうかという問題に帰着することとなる。

しかし、当審査会は、実施機関の行う公文書の任意の提供に関して、その是非を判断する立場にはない。

### (4) 結論

以上により、冒頭の「1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

### 答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成8年6月27日	諮問書の受理
平成8年8月30日	実施機関から理由説明書を受理
平成8年12月6日	異議申立人から意見書を受理
平成9年2月24日	審議（第9回審査会）
平成9年3月14日	審議（第10回審査会）
平成9年6月2日	審議（第12回審査会）
平成9年8月29日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第13回審査会）
平成9年10月13日	審議（第14回審査会）
平成9年11月17日	異議申立人から意見を聴取（第15回審査会）
平成10年4月22日	審議（第20回審査会）
平成10年8月24日	審議（第23回審査会）
平成10年9月29日	審議（第24回審査会）
平成10年11月20日	審議（第26回審査会）